

1 勧告の要旨

令和5年5月10日付け目監第108号(未徴収の介護保険料に対して延滞金を課す行為に関する住民監査請求)にて目黒区監査委員から地方自治法第242条第5項の規定により、監査を行った結果、必要な措置を講ずるよう、勧告された要旨は、次のとおりである。

介護保険料の滞納に伴う延滞金については、目黒区介護保険条例第17条及び目黒区介護保険に関する規則第31条の規定に基づく手続きについて、必要な措置を講ずることを勧告する。

2 勧告に基づき講じた措置及び取組み状況

介護保険料の滞納に伴う延滞金の徴収に係る事務処理については、今後、以下の方針に沿う形で順次見直しを進める。

なお、延滞金徴収の有無に関わらず、引き続き介護保険料本体の適切な徴収に向けた取組を強化し、未収債権本体の減少を図っていく。

(1) 延滞金の徴収に関する見直し方針

介護保険料の延滞金については、被保険者が65歳以上の高齢者であるということもあり、特別徴収から普通徴収になったことが分からないまま、本人の意図せぬ形で滞納となるケースも存在すること等も踏まえ、保険料本体の徴収に注力することを優先してきたものである。

現在、地方公共団体情報システムの標準化(以下「システム標準化」という)が進められていること等も踏まえ、延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則に則り、本区においてもシステム標準化の推移、新たな手続きに要する人員体制等、事務処理環境が整った段階で延滞金徴収を開始することとし、それに向けた取組に着手する。

(2) 取組手順等

ア 令和7年度を目途に国が各自治体へ対応を求めているシステム標準化において、国が標準仕様として公表している介護保険システムに延滞金徴収に係る諸機能が付与されていることを前提に、延滞金の適切な賦課・徴収を行う。

イ 上記アに係る対応を行うにあたっては、新たな事務処理手順の設定や区民への適切な周知等に十分留意の上、取り組むこととする。

以 上